

被災した農業用施設等に対する支援対策(経営体育成支援事業等)の発動状況

令和2年4月 農業構造政策課

区分・事業名	内容	群馬県例 適用災害	補助対象				事業概要	補助率								備考		
			園芸施設		畜産・果樹			再建・修繕				撤去						
			再建	張替	撤去	再建		撤去	園	県	市町村	補助計	園	県	市町村		補助計	
本県実施	通常措置	9月15日から9月17日までの間の豪雨及び暴風雨 〔平成25年9月15日以降〕	○	○	○		【事業主体】市町村 【補助対象事業費】 下限:なし、上限:なし 【助成対象者】被災した農業者(市町村長の被災証明)	30%		10%	40%							地方自治体補助率は、みどり市(突風被害)のもの。
	特別措置	平成25年度の大雪 〔平成25年11月1日以降〕	○	○	※1	○	○	【事業主体】市町村 【補助対象事業費】 下限:なし、上限:なし 【助成対象者】被災した農業者(市町村長の被災証明)	50%	27%	13%	90%	50%	34%	16%	100%		地方自治体補助率は、群馬県内。再建・修繕には7割、撤去には8割の特別交付税措置。
	特別措置	平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号 〔平成30年9月6日、4日以降〕	○※2	○	※1	○	○	【事業主体】市町村 【補助対象事業費】 【撤去】地方自治体が国費以上の費用負担をすることを前提とした定額助成	50%	0%	0%	50%	50%	0%	0%	50%		要望調査は実施したが、要望なし。
	特別措置	平成30年台風24号 〔平成30年9月30日～10月1日〕	○※3	○	※1	○	○	※1 園芸施設共済の補償対象 ※2 園芸施設共済の対象で共済未加入の場合は、4/10補助 ※3 園芸施設共済の対象で共済未加入の場合は、3/10補助	30%	0%	0%	30%	30%	15%	15%	30%		
	特別措置	強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)(過去に例のないような甚大な気象災害に対し、災害毎に発動)						【事業主体】市町村 【補助対象事業費】 下限:なし、上限:なし 【助成対象者】被災した農業者(市町村長の被災証明) 【助成率】農業用ハウスの再建、修繕、農業用機械・畜舎等の取得・修繕 最大1/2～3/10	30%	5%	5%	40%	30%	15%	15%	60%		
国庫事業	通常措置	経営体育成支援事業(融資主体補助型)(優先採択等の特別な措置を発動)																
	通常措置	平成29年度の大雪被害(北陸豪雪) 〔平成29年11月～30年3月〕	○	○	※1	○	○	【事業主体】市町村 【補助対象事業費】 下限:50万円、上限:1,000万円 【助成対象者】中心的経営体等	30%			30%	30%			30%		
	通常措置	被災農業者向け経営体育成支援事業(同上)																
	通常措置	9月7日から9月11日までの間の暴風雨及び豪雨(関東東北豪雨) 〔平成27年9月7日以降〕	○	○	※1	○			30%	15%	15%	60%						上段は茨城県、下段は栃木県内の補助率。 ・H28年台風第7・11・9・10・16号 ・H26年7/30～8/25暴風雨・豪雨
本県未実施	特別措置	平成28年熊本地震 〔平成28年4月14日以降〕	○	○	○	○	○	上記通常措置に同じ	50%	20%	20%	90%	50%	25%	25%	100%		地方自治体補助率は、熊本県内。再建・修繕には7割、撤去には8割の特別交付税措置。
	特別措置	平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨(西日本豪雨) 〔平成30年6月28日以降〕	○	○	○	○	○		50%	20%	20%	90%	50%	25%	25%	100%		地方自治体補助率は、広島県、岡山県、愛媛県内。
	特別措置	平成30年北海道胆振東部地震及び台風第21号 〔平成30年9月6日以降〕	○	○	○	○	○		50%	20%	20%	90%	50%	25%	25%	100%		
県単独事業	通常措置	被災農業者向け復旧支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業が発動されない、農災条例適用災害に対し発動)																
	通常措置	①平成27年6月の突風 〔平成27年6月15日〕 (事業創設)	○	○	※1	○		【事業主体】市町村 【補助対象事業費】 下限:10万円、上限:なし 【助成対象者】被災した農業者 【共済調整】国庫事業に準じる	15%	15%	30%							②H28年1/17～18降雪 ③H28年7/14～15突風 ④H29年1/16降雪 ⑤H29年9/17～18台風18号 ⑥H29年10/22～23台風21・22号 ⑦H30年8/27降雪
通常措置	群馬県農漁業災害対策特別措置条例(農業用施設に10万円以上の被害を受けた農業者等の戸数が10戸(局所的災害の場合は5戸)以上となった災害で発動)																	
通常措置	⑧平成30年8月27日降ひょう等				○	○	・樹草勢回復のための肥料購入 ・病害虫防除、種苗購入、取り片付け費用の助成						50%	50%	100%			

注1 全ての支援対策は、発災後、既に着手した取組についても支援対象。  
 注2 平成25年度の大雪以降の支援対策(国庫事業)には、「共済調整」あり。園芸施設共済の対象となる施設について、共済掛金国費相当額を控除及び補助金額と合わせて1/2に調整。畜産施設等には適用されない。